

事務連絡
平成28年2月17日

全国木材組合連合会会長 殿

林野庁経営課
林業労働対策室長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意
事項の施行について

林業労働災害の防止につきましては、平素から格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

早速ですが、平成28年2月1日付け27林政経第268号でお知らせした『「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項について』（平成27年12月24日付け基安安発1224第3号厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知）の記の4について、別添1のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長より連絡がありましたのでお知らせいたします。

また、別添2のとおり各都道府県労働局労働基準部安全主務課長あて通知されていますのでご承知おき下さい。



(別添1)

事務連絡
平成28年2月15日

林野庁林政部経営課林業労働対策室長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
の留意事項の施行について

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関し、貴庁が実施を予定している
チャップスの安全性を詳細に確認する実証試験の結果、一定の要件を満たす
チャップスを適切な方法で使用した場合に防護ズボンと同等の安全性を有
すると認められた場合には、平成27年12月24日付け基安安発1224第3号
「『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』の留意事
項について」の記の4については改正を予定しているので、了知願います。

(別添2)

事務連絡
平成28年2月15日

都道府県労働局労働基準部
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
の留意事項の施行について

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関し、林野庁においてチャップスの安全性を詳細に確認するため、使用時のずれ等について実証試験を予定しています。実証試験の結果、一定の要件を満たすチャップスを適切な方法で使用した場合に防護ズボンと同等の安全性を有すると認められた場合には、平成27年12月24日付け基安安発1224第1号「『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』の留意事項について」の記の4については改正を予定しているので、了知願います。

上記措置を踏まえ、チェーンソー作業における防護ズボンの着用については、当面の間、ガイドラインを根拠として指導することのないよう、留意願います。

追って、別紙1により林業・木材製造業労働災害防止協会専務理事あて、別紙2により林野庁林政部経営課林業労働対策室長あて送付していることを申し添えます。

(別紙1)
事務連絡
平成28年2月15日

林業・木材製造業労働災害防止協会
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
の留意事項の施行について

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関し、林野庁においてチャップスの安全性を詳細に確認するため、使用時のずれ等について実証試験を予定しています。実証試験の結果、一定の要件を満たすチャップスを適切な方法で使用した場合に防護ズボンと同等の安全性を有すると認められた場合には、平成27年12月24日付け基安安発1224第2号「『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』の留意事項について」の記の4については改正を予定しているので、了知願います。

(別紙2)
事務連絡
平成28年2月15日

林野庁林政部経営課林業労働対策室長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
の留意事項の施行について

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関し、貴庁が実施を予定している
チャップスの安全性を詳細に確認する実証試験の結果、一定の要件を満たす
チャップスを適切な方法で使用した場合に防護ズボンと同等の安全性を有
すると認められた場合には、平成27年12月24日付け基安安発1224第3号
「『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』の留意事
項について」の記の4については改正を予定しているので、了知願います。